

浜岡原子力発電所 5号機 特別な保全計画の届出について

2010年8月18日

当社は、5号機(第4回定期検査中)について、運転停止期間が1年を超えたことから、設備の保管・維持管理を目的とした特別な保全計画^{※1}を策定しました。

本日、電気事業法第42条第2項に基づき、経済産業大臣へその内容を追加した保安規程[電気事業用電気工作物(原子力発電工作物)]^{※2}の届出を行いましたのでお知らせいたします。

【特別な保全計画】の例

特別な保全計画では、設備の保管・維持管理として、以下のような対応を定めています。

- 復水器内の細管清掃
- 蒸気タービンの乾燥保管 など

※1 特別な保全計画とは、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 第11条 第1項 第7号」に基づき、原子炉の運転を相当期間停止する場合等に、設備の保管・維持管理の内容等を定めているものです。

今回、2009年12月15日に経済産業大臣に届出を行った保安規程[電気事業用電気工作物(原子力発電工作物)]へ特別な保全計画を追加しました。

([2009年12月15日お知らせ済み](#))

なお、当社は、2009年8月11日に発生した駿河湾の地震後に、社内規程に基づき、自主的に駿河湾の地震に伴う特別な保全計画を策定し、各号機の機器単位の点検および系統単位の点検を実施してまいりました。今回、届出を行った特別な保全計画が法令に基づくものであるのに対し、駿河湾の地震に伴う特別な保全計画は社内規程に基づく自主的なもので、性格の異なるものです。

※2 保安規程は、事業者が事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、電気事業法第42条に基づき、社内保安体制と保安業務の基本的な事項を定めて、国に届出ているものです。

以上